

令和3年5月10日

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

社会福祉法人今治福祉施設協会
理事長 胡井 裕志

事前審査型一般競争入札公告個別事項（共同企業体）

入札に付する事項	工 事 名	今治福祉施設協会新保育所建築工事		
	工 事 場 所	今治市別宮町9丁目567番地 ほか		
	工 事 概 要	鉄骨造2階建て 延床面積 1,745.84 m ² 一式		
	工 期	契約成立の日から令和4年2月28日まで		
	予 定 価 格	570,200,000円 (本金額は、消費税及び地方消費税を除いたものである)		
	入札参加資格	(1)設計業務等の受託者	商号又は名称	株式会社新環境設計
住所（本社）			東京都文京区本郷4丁目9番15号 ADMAX ビル	
共 同 企 業 体				
(2)共同企業体の方式		甲型共同企業体（共同施工方式）		
(3)構成員の数		2者		
(4)構成員の出資比率		30%		
代 表 者 「 親 」				
(5-1) 建設業許可		許可業種	建築工事業	
		許可区分	特定建設業	
		本店、支店、営業所等区分	本 店	
		本店、支店、営業所等所在地	今治市内	
(6-1) 経営事項審査		建設工事の種類	建築一式工事	
		総合評定値（経審）	900点以上	
(7-1)格付		格付業種	建築工事	
	格付等級	A 級		
	その他（格付）	—		

	(8-1) 施工実績 (過去15年間)	工手の種類等	地上部の主たる構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上2階以上の階を有する建築物に係る請負代金額2,500万円以上の建築主体工事として、延床面積1,000㎡以上の新築工事、増築工事又は改築工事を元請けとして施工した実績を有する者。ただし、「建築物」には、工場、倉庫、上屋、機械式駐車場その他これらに類する建築物は除き、「改築」には、大規模な修繕、模様替えは含まない。
		出資比率等	20%
	(9-1) 配置予定技術者の種類等	種類	監理技術者
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。 ◆現在有効な監理技術者資格者証(建築工事業に係るものに限る。)及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
	構成員「子」		
	(5-2) 建設業許可	許可業種	建築工事業
		許可区分	特定建設業
		本店、支店、営業所等区分	本店
		本店、支店、営業所等所在地	今治市内
	(6-2) 経営事項審査	建設工事の種類別	—
		総合評定値(経審)	—
	(7-2) 格付	格付業種	建築工事
		格付等級	A級
		その他(格付)	—
	(8-2) 施工実績(過去10年間)	工手の種類等	建築工事の元請けとしての施工実績を有する者。
出資比率等		20%	
(9-2) 配置予定技術者の種類等	種類	監理技術者又は主任技術者	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。 ◆監理技術者にあつては、現在有効な監理技術者資格者証(建築工事業に係るものに限る。)及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 	
日程等	設計図書等の閲覧期間	令和3年5月10日(月)13:00～ 令和3年6月3日(木)17:00	
	設計図書等質問提出期間	令和3年5月10日(月)13:00～ 令和3年5月19日(水)12:00	
	質問に対する回答の公表期間	令和3年5月24日(月)～ 令和3年6月3日(木)	
	入札参加資格確認申請書類の提出期間(参加申請書受付日時)	令和3年5月10日(月)13:00～ 令和3年5月26日(水)17:00	
	入札参加資格確認の予定日時(確認通知書発行日時)	令和3年5月27日(木)13:00～ 令和3年5月28日(金)17:00	
	入札、開札日時	令和3年6月4日(金)9:00	

支払条件	前金払	<p>前金払は、契約金額の10分の4以内、中間前金払は、契約金額の10分の2以内（限度額1億円）とする。</p> <p>ただし、低入札価格調査に係る契約にあっては、前金払10分の2以内、中間前金払10分の2以内とする。</p>
その他	<p>(1) 「工事費内訳書」の提出が必要である。（入札書に添付すること。） なお、「工事費内訳書」の様式は、添付されている「工事費内訳書」の様式を提出すること。</p> <p>(2) 本件は、低入札価格調査の対象である。</p> <p>(3) この公告の工事は、令和2年4月1日付今治市契約課改訂の「今治市が発注する工事にかかる現場代理人、主任技術者、監理技術者の取扱いについて」の「第1の2現場代理人の常駐に係る緩和について（1）及び（2）」及び「第2の2主任技術者の専任に係る緩和について」の適用外とする。</p>	

注 「-」が記入されている項目は、要件設定していない項目である。